

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

江別市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法による保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①保育園入園申請受付 ②保育園入園決定手続 ③保育料等の決定及び通知 ④保育料等の徴収及び督促、滞納整理 ⑤その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム/収納消込システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/滞納整理システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル/収納消込ファイル/口座管理ファイル/宛名管理ファイル/滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17、20の項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部子ども育成課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I-5②所属長	子ども育成課長 阿部 徳樹	子ども育成課長 中村 哲也	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	子ども育成課長 中村 哲也	子ども育成課長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1～9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	I-1②事務の概要	保育の実施若しくは措置	保育の実施	事後	
令和2年10月1日	II-1～2	平成27年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-4②	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第13.116の項	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第13.116の項	事後	
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第8の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第8条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一, 第8の項	事後	
令和6年4月1日	I-5①部署	健康福祉部子育て支援室子ども育成課	子ども家庭部子ども育成課	事前	
令和6年4月1日	I-8連絡先	健康福祉部子育て支援室子ども育成課:〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141	子ども家庭部子ども育成課:〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141	事前	
令和7年10月1日	I-1①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務	保育所等における保育の実施等に関する事務	事後	
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	③保育料の決定及び通知 ④保育料の徴収及び督促、滞納整理	③保育料等の決定及び通知 ④保育料等の徴収及び督促、滞納整理	事後	
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。	【情報連携】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一, 第8の項	番号法第9条 番号法別表第9の項	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第13.116の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17、20の項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和7年10月1日	II-1～2	令和2年10月1日	令和7年10月1日	事後	※評価の再実施
令和7年10月1日	IV-8, 11評価項目の追加			事後	※様式変更